

1. 地球温暖化適応策の拡充と熱中症対策について

質問要旨

地球温暖化対策には、その進行を食い止める緩和策と、気候変動による影響を軽減する適応策があり、国内外では緩和策が先行して取り組まれてきた。近年は、気温上昇による農作物等への影響、短時間強雨や台風等の自然災害の頻発、暑熱による熱中症の増加など、気候変動の影響が多岐に及ぶ中、地球温暖化適応策の拡充と熱中症対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 2018年に公布された気候変動適応法に基づき、国計画が策定され、各都道府県においても、地域計画の策定や地域気候変動適応センターの設置が求められているが、本府の進捗状況とそれらを実効性あるものとするための取組方策はどうか。
- (2) 熱中症対策はSDGsの目標に合致する取組であり、本府として、国の動きと連動し、これまでの省エネや節電等に重点を置いた取組ばかりではなく、府民環境部・健康福祉部をはじめとする関係部局が連携し、来年に向け「熱中症死亡者ゼロ」を目標に掲げ、コロナ禍における新たな熱中症対策を力強く推進すべきと考えるがどうか。

答弁

林議員の御質問にお答えいたします。

地球温暖化に対する適応策についてでございます。

近年、地球温暖化の影響により、過去に例を見ない台風や豪雨災害が日本各地で発生しており、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われる状況でございます。

そのため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とともに、気候変動の影響による被害を回避、軽減するための「適応策」についても、着実に取り組んでいくことが重要であると考えております。

京都府では、気候変動適応法の制定後、昨年3月に京都市とともに有識者による研究会を設置し、京都における適応策のあり方について議論を重ねてまいりました。

その議論の結果も踏まえ、適応に係る地域計画につきましては、緩和策と適応策を総合的に推進することが適切と考え、現在見直し中の地球温暖化対策推進計画と一体のものとして策定することとしております。

その内容としては、大雨による浸水被害対策や温暖化に対応できる農作物の品種の開発など、気候変動の影響を踏まえた、防災、農林水産業、健康など各分野における適応策を定めることとしております。

また、こうした各分野の適応策を進めるに当たっては、多様なデータによる影響予測などの科学的知見の活用が重要であると考えております。

このため、地域気候変動適応センターについては、大学や研究機関、経済団体などとの連携の下、

導入を検討する機会に関わる電気工事業者、電気設備・機器の購入に関わる家電小売店、電気設備の定期調査を行う電気保安協会などの専門機関との連携も有効と考えるがどうか。

- (4) 感震ブレーカーの普及は個々の住宅の出火抑制とともに、地域における延焼火災の抑制という両面から取り組む必要があるため、自治会等と連携の上、地域全体で取組を推進すべきと考えるがどうか。

答弁

感震ブレーカー設置の推進についてであります。

感震ブレーカーにつきましては、議員ご指摘の通り、大地震などの際の火災原因の多くを占める電気関係の出火を抑制する上で大変有効であり、その普及啓発・設置促進を図ることが重要であると考えております。

京都府では、これまで毎年の京都府総合防災訓練におきまして、電力関係団体の協力を得て、感震ブレーカー体験ブースでのPRを行っているほか、府の地震に関する出前語らいにおいても感震ブレーカー設置の推奨を行うなど、様々な機会を通じて普及啓発の取組を行ってまいりました。感震ブレーカーの設置補助につきましては、現在、国の方針では、防災上の課題の大きい密集市街地など市町村ごとに指定した地域や防火地域・準防火地域などで重点的に普及促進に取り組むこととされており、府内では唯一密集市街地である京都市において補助制度が設けられているところであります。

一方で、5月に策定しました「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」では、耐震化が困難な住宅は感震ブレーカーの設置などにより火災を防ぎ命を守ることを最優先とすべきとしており、密集市街地以外への設置も進めることとしております。

現在、都道府県防災担当部局長会から、国に対して、感震ブレーカーの設置に係る補助制度の創設などの財政措置や普及啓発活動の推進などを要望しているところであり、京都府としても、引き続き、国に支援の充実を求めてまいりたいと考えております。

また、事業者や関係団体と連携した取組につきましては、電力関係団体では市町村や地域の防災訓練等において感震ブレーカーのPRを行っており、また、電気工事関係団体ではチラシを組合の各電気店で配架するなど、普及啓発に努めていただいております。

その他、京都府と損害保険会社とは、感震ブレーカーの普及啓発を盛り込んだ協定を締結しているところであり、今後とも設置促進に向け、様々な分野で連携・協力いただける事業者や団体を増やしてまいりたいと考えております。

地域での取組の推進につきましては、延焼防止や防災意識の醸成の観点から地域全体で取り組んでいただくことが大変望ましいことであり、今後とも、自主防災組織等のご協力を得ながら、市町村と連携した地域の取組を支援してまいりたいと考えております。

3. 車中泊避難の体制整備について

質問要旨

では今回のコロナ禍によって、その必要性和重要性が一層高まっており、国・地方を挙げて取り組む必要があると考える。本府も改正社会福祉法第6条第3項の趣旨を踏まえ、来年度以降に府内全市町村で実施されるよう、広域連携ネットワークの構築や人材育成などの必要な支援を積極的に行うべきと考えるが、所見を伺いたい。

答弁

重層的支援体制整備事業についてでございます。

議員ご紹介の「重層的支援体制整備事業」につきましては、地域住民の複合・複雑化した課題に対し、包括的に支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくりの3つの事業を一体的に実施する事業であり、国において令和3年度から制度が創設されるものでございます。

京都府では、これまでから高齢者、子ども、障害のある方、生活困窮者等の見守り活動などに取り組む地域のネットワークづくり、いわゆる絆ネットの構築に向けた支援を行ってきており、平成26年度以降、府内の13の市町村において取り組まれてきたところでございます。

この絆ネットでは、

- ①地域の中で関係機関相互に顔の見える関係を築き、住民同士が互いに声を掛け助け合うなど、見守りや支え合い活動を実施する
- ②また、見守りや支え合いの中では解決が困難な場合には、地域包括支援センターや児童相談所等、専門機関に適切につなぐ

など、地域の実情に応じた社会福祉協議会や民生児童委員、学校・PTAなど関係機関による住民参加型の地域づくりを進めてきたところでございます。

一方で、介護を要する親とひきこもりの中年の子の世帯など、複合的かつ複雑な課題に対しては、絆ネットだけでは解決が難しい状況にございます。

こうした課題に対応するため、それぞれの地域がこれまでの絆ネットの活動を通じて培ってきたネットワークや見守り等の取組のノウハウを互いに共有することに加え、市町村が介護、子ども、障害、生活困窮に対する相談支援を包括的な体制として整備し、重層的な支援体制を構築することが、重要であると考えております。

京都府といたしましては、絆ネットの取組を全市町村に拡充するとともに、市町村の包括的な相談窓口の設置やアウトリーチの相談体制の整備に対し、必要な助言や情報提供を行い、包括的な相談を行う人材の育成やネットワーク相互の関係づくりを支援するなど、支援の必要な方が地域で孤立しないよう、住民の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。